市広聴第2041号
平成31年3月26日

横浜市心身障害児者を守る会連盟
代表幹事　清水　龍男　様

横浜市長　　林　文子

心身障害者福祉及び教育の充実について（回答）

さきにご要望（平成30年7月23日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

基本的要望事項

1　障害者施策の策定への障害のある本人や家族の参画について

横浜の障害福祉は、行政とともに障害のある本人と家族、支援者が一体となって作ってきました。今後とも、障害児者施策の策定時には、必ず責任のある立場で障害のある本人や家族を参画させ、主体者の声として尊重してください。

また、障害者総合支援法等が改正されましたが、十分に説明を受ける機会がありません。横浜の施策がどのように変わるのか不安もあります。障害のある本人や家族の意見を反映していただくためにもまずは丁寧な情報提供をお願いします。

【回答】

平成27年度から平成32年度までを計画期間とする「第3期横浜市障害者プラン」の策定にあたっては、グループインタビューやアンケートに加え、新たに当事者ワーキンググループを設置し、丁寧なニーズ把握に努めてきました。

平成29年の中間見直しにあたっては、障害者プランのテーマごとに、当事者ワーキング、関係者団体と意見交換を実施し、多くの貴重なご意見をいただきました。

平成30年4月から、国における「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が改正され、混乱が生じないよう情報提供等を行いました。

また、障害者プラン改訂版においても施策に反映をし、各関係団体等への説明会を開催しました。

引き続き、横浜市障害者施策推進協議会をはじめ、障害のある当事者

と家族、支援者の皆様と意見を交わしながら、障害福祉施策を進めていきます。

2　障害を理由とする差別解消の推進について

障害者差別解消法が施行されて2年が経過しましたが、一般市民や事業者には浸透していないという現状があります。昨年内閣府が公表した世論調査によるとこの法律を知っていると答えた人が、わずか2割強で知らないと答えた人が8割近くにのぼっています。特に合理的配慮の提供は事業者では努力義務になっているので、真剣に向き合わないかもしれません。

この法律の目的である共生社会の実現のために、横浜市におかれましてはさらに踏み込んだ周知をお願いします。啓発活動は当事者参画が有効であるため、当会も一緒に取組んでいきたいと思っています。

「横浜市障害を理由とする差別に関する相談対応等に関する条例」に基づき当年度に予算をつけていただき感謝します。今後共障害理解の推進をはかるとともに、問題解決をはかる斡旋の手続きが効率的に進むよう工夫をお願いします。

【回答】

これまでも様々な啓発活動を行ってきましたが、今後も引き続き、団体をはじめとした当事者の皆様にもご協力をいただきながら、啓発活動を行っていきます。

また、平成30年度から、ピア相談での対応を通した当事者の立場での寄り添いや、事案の解決方法の助言、横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会の紹介、啓発等を行う業務を、横浜市障害者社会参加推進センターへの委託により実施しています。この取組を充実させることにより、社会全体における障害者差別の解消への理解を深めるとともに、相談対応の充実を目指していきます。

3　障害福祉に従事する人材確保への取組み強化について

障害福祉に従事する職員が集まらないという状況が続いており、一事業所・一法人の努力だけでは解決が難しいです。一方、保育士等他分野では処遇改善がすすんでいるときます。障害分野においても解決に向けた具体的な取組みをすすめてください。

【回答】

二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議において、事業者の経営実態に見合う報酬水準を確保し、良質な人材の確保が図られるよう国に要望しているほか、本市では「障害者総合支援法」における自立支援給付費とは別に、障害者個々の状態像に応じた独自の助成として自立生活移行支援事業による運営支援を行っています。

今後も、当該事業を引き続き実施することを通じて、事業者の安定的な運営を支援します。

また、本市独自の取組として、障害福祉に携わる事業者とともに、障

害福祉職場の魅力を伝える「人材確保プロモーション動画」を作成し、市営交通をはじめ、様々な場所での放映を行っています。各事業者においても、就職セミナーや学校説明会等で放映するなど、人材確保に係る有用なツールとしても活用いただいており、引き続き、各事業者と連携した取組を推進することで障害福祉人材の確保に努めていきます。

4　障害のある人の多様な暮らしの実現と地域生活支援の拡充について

本人の選択を基本としたライフステージに応じた暮らしが実現できるような仕組みを作ってください。

特に、強度行動障害や医療的ケアがある場合、選択の幅が非常に限られており、高齢化した家族がぎりぎりのところで支える逼迫した状況が継続しています。そして家族が支えられなくなると、本人が慣れ親しんだ日中活動や暮らしの場から突然離れることになり、短期入所やショートステイを転々としている人もいます。

特に、差し迫った以下の点について実現いただくよう要望します。

（１）行動障害に注力した施策の展開

入所待機者ゼロを目指した施策の早期確立を要望します。特に地域生活の阻害要因として最も大きな要因となっている行動障害に注力した施策の展開を要望します。

具体的には、住まいの検討部会を再度設置し、具体的な入所待機者ゼロの道筋、市内の知的障害者関連施設との連携の在り方までを明確にしてください。

また、在宅から入所施設を介さずにダイレクトにグループホームやアパートでの一人暮らしが可能となるよう、ナイトケア施策の見直しを要望します。

【回答】

多様な居住支援の方法についての検討や地域生活を支える仕組みづくりを行うとともに、行動障害のある方の住まい選択のニーズに応えられるよう、必要な支援等について検討していきます。

（２）多機能型拠点施設の早期整備と人的体制の充実

医療的ケアの必要な障害のある人や家族にとって、医療的ケアの対応が可能で、暮らしに必要なさまざまな支援が受けられる多機能型拠点は必要不可欠なものです。医療的ケアが必要であると、生活全般の支援の利用は大変難しい状況であり、まだ整備されていない地域においては、多機能型拠点の早急な整備が必要とされ、待ち望まれています。第３期プランの見直しにおいても残り３館の整備が明確に示されており、整備を確実にすすめてください。

また、常に手厚い支援を必要とする障害のある人を受け入れている日中活動の支援の場や施設入所支援においては、横浜市独自に加算を実施していただいていますが、重度の人を受け入れている事業所の運営は大変厳しい状況にあります。重度の人の受け入れのためには、さ

らに加算を拡充していただくことが必要です。また、福祉事業所への医師や看護師等の派遣や「喀痰吸引等研修」をもっと多くの福祉従事者が受けられるようにし、医療的ケアの実際の対応が可能になるような仕組みが地域にできるようにしてください。

【回答】

多機能型拠点整備事業については、本市において「横浜市中期4か年計画」「第3期横浜市障害者プラン」で位置づけ、方面別に市内6か所に整備する計画です。

1館目が平成24年10月に栄区に開所し、2館目は平成25年10月に都筑区に開所し、3館目については、平成29年4月に瀬谷区に開所しました。

4館目以降も、市有地の有効活用を原則に、早期の整備に向けて検討していきます。

日中活動系サービス事業所や入所施設においても、利用者支援水準の向上及び個別支援の充実を図ることを目的とした助成事業を維持していくよう努めます。

5　グループホームの拡充について

グループホームは、障害のある人の地域生活をすすめるうえで有効な施策の一つですが、現状の仕組みでは医療的ケアのある人や強度行動障害や重いてんかん障害のある人達の入居は未だ厳しい現状があります。

総合支援法の改正により新たに「日中サービス支援型共同生活援助」始まりましたが、障害のある人達の暮らしがせばまることがないようご配慮ください。また、重度化・高齢化グループホームの拡充の為の検討状況を随時教えてください。

さらに、グループホーム入居希望の実態把握をしていただき、必要な数を計画に反映していく仕組みの構築をしていただきますようお願いします。

【回答】

高齢化・重度化のグループホームについては、本市が独自で看護師等の人員体制を加配し運営しているグループホームが3か所ありますが、拡大するには、運営面での財源等を確保する必要があります。

そのため、高齢化・重度化対応モデル事業で対象となった3か所のグループホームについては、「日中サービス支援型」の活用も含めた、必要な支援を検討していきます。

市内グループホームの待機者数の集約等については、現在検討を進めています。

6　日中活動の拡充について

毎年多くの特別支援学校からの卒業生が社会に出ていきます。平成31年3月には801人が卒業する予定です。学校卒業後の長い人生を一人ひとりに合った日中活動の場の利用ができるように横浜市が責任を持っ

てすすめてください。

（１）横浜市では何年度にどの地域にどのような障害の卒業生が何人卒業するのか把握されており、日中活動事業所の新規受け入れ状況についても調査を実施してくださっています。いつどの地域にどのような施設が必要になるか計画を立てることが可能なものと思います。事業所任せにするのではなく、調査結果をもとに横浜市が計画性を持って卒業後の日中活動の整備をしてください。

【回答】

通所系障害福祉サービス事業所の地域偏在の解消のための取組のひとつとして、事業所数が少ない該当区での設置において、障害福祉サービス事業所の設置費補助額を加算しています。

（２）肢体不自由や重心の方の受け入れに必要なバリアフリーの環境整備を必要とする事業所については、車椅子を置く場所や本人が横になるスペースも必要であり、事業所の努力だけでは厳しい状況にあります。環境整備のための助成や家賃助成等の仕組みをお願いします。また重症の障害があると体調維持が難しいため、休みが多くなることが事業所の運営を厳しくしています。重心の通所施設と同じように90％保証をつけてください。重心の通所施設だけの利用ではなく、同じ状態の重心には同じ加算や保証がつけられるようにしてください。

【回答】

日中活動事業所の設置を希望する法人に対しては、新設相談時に、受入可能人数の見込みや実地場所、事業内容等を確認し、開設の支援に努めていきます。

また、障害福祉サービス事業所の設置にあたっては、バリアフリーを含め、利用者のニーズを的確にとらえて設置を進めていく事業所に対して、設置費補助の支援を進めていきたいと考えています。

7　医療について

健康福祉局で医療的ケア児者等支援促進事業、こども青少年局で医療環境整備事業の予算をつけていただき、第３期障害者プラン及びよこはま保健医療プラン 2018 において、地域の医療機関やそれらをバックアップする中核的医療機関が連携して診療を行えるよう、ネットワークの構築を課題としているということですが、医療連携、医療と在宅支援関係者によるネットワークの構築についてすすめてください。

また、中核病院においては、障害のある人が必要な医療を受けられるようにしてください。

キャリーオーバーの問題について中核病院で受け入れがなかったり、障害特性への理解や配慮が不足していて必要な医療をうけることが難しい状況があり、障害者の医療については多くの心配を抱えています。

また、医療的ケアを必要とする障害児者の医療については、入院対応ができる病院の確保が必要であり、中核病院においてもっと入院対応が

できるようにしてください。

【回答】

「第３期横浜市障害者プラン」「よこはま保健医療プラン 2018」いずれにおいても、地域の医療機関やそれらをバックアップする中核的医療機関が連携して診療を行えるよう、ネットワークの構築を課題としています。医療的ケアを要する障害児・者等の在宅生活を支えるため、現在、関連局が連携し、かかりつけ医の確保や入院対応可能な病院等とのネットワークの構築など、課題解決に向けて検討を進めています。

また、平成30年度から医療的ケア児・者等の在宅生活を支援する「医療的ケア児・者等支援促進事業」を開始していますが、医療的ケア児・者等が適切な支援を受けられるよう、医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場について、平成 31 年度からの開催に向けて準備を進めています。

今後も障害児・者のための医療機関の体制や施策について充実することができるよう、ご意見をいただきながら、関係局が連携して課題について検討していきます。

8　計画相談の拡充について

平成 31 年度より障害福祉サービスを利用するには、サービス等利用計画の作成が必須となります。特定相談支援事業所の数が 200 ヶ所を超えましたが、いまだに多くの障害児者の登録ができない状況です。

現在、横浜市では計画相談が必要な障害児者が２万人強おり、計画相談所が決まらないことで、混乱をしている保護者が多数います。平成 31 年４月以降も安心して福祉サービスが利用できるよう要望します。

【回答】

本市では、計画相談の拡充に向けて、市独自の補助や開設説明会の実施などを行ってきましたが、平成 31 年４月以降も、一定割合の利用者に計画相談の導入が困難な状況が見込まれます。

導入が困難な対象者については、区役所にて個別の状況を把握及び支援を行っていくことで、福祉サービスの利用などに不利益が生じないように進めていきます。

なお、計画相談の拡充については、説明会の開催など、担い手の確保に引き続き取り組みます。

また、障害児相談の事業所数は平成 30 年４月時点で 66 箇所となっています。引き続き障害児相談事業所の新規開設等に向けて指導していきます。

障害児分野のサービス利用にあたっては、保護者の方の意向を反映することも重要であると考えており、保護者によるセルフプラン作成についても支援していきます。

9　要援護者の安否確認について

福祉避難所を増やし、要援護者がスムーズに避難できる対策の検討を

いただき地域での具体的な取組みがすすんでいるとのことですが、安否確認についてのシステムがあまりすすんでいない印象があります。民生委員等、安否確認の際に地域で要になる人との情報共有や確認方法等の具体的な仕組みを教えてください。

【回答】

本市では、地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」ための取組を推進しています。災害発生時における安否確認、避難支援等の取組に備えるには、日頃から地域で要援護者を把握し、地域と要援護者との間での関係づくりを進めることが大切であることから、区役所と個人情報の提供に関する協定を締結した地域の自主防災組織等へ情報共有方式や同意方式といった方法により名簿を作成し、地域へ提供しています。

また、「横浜市防災計画　震災対策編」では、発災時は、「災害対策基本法」に基づき、区役所で保管している災害時要援護者名簿を活用し、区本部拠点班、地域防災拠点運営委員会、地域の自主防災組織等と連携しながら、要援護者の安否確認を行うこととしています。

10　移動支援の拡充について

移動情報センターの全区設置をはじめ、横浜市は移動支援従事者の確保や育成に等に取り組んでくださっていますが、事業所の撤退や人材不足により必要な時に利用できないという声があります。

事業所や従事者が増えない背景には、報酬の問題もあるのではないでしょうか。移動情報センターによる情報の集約化により、区域で解決すべき課題と市域で解決すべき課題がみえてくると思われますので、丁寧に分析をしていただきたいと考えます。

【回答】

平成 30 年 4 月から、移動支援の報酬単価における単位単価を、10 円から居宅介護事業等の自立支援給付費と同額の 10.96 円に引き上げました。引き続き、事業所、担い手不足等の課題の解決に向け取り組んでいきます。

全区設置が完了した移動情報センターでは、移動支援に関する情報の集約化を推進し、区間の連携を強化しながら、引き続き、一人ひとりにあった適切な情報を提供するよう取り組んでいきます。また、移動支援を支える人材の発掘、事業者連絡会の実施等を通じた事業者の育成といった取組も充実させ、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。

11　就労定着支援の充実ついて

障害のある人の企業就労の機会をひろげる取組みと共に、就労後の定着支援が大変重要です。就労したものの人間関係や環境への適応といった課題で退職せざるを得ず、精神状態も生活も不安定になってしまう方々が多くいます。今年度より「就労定着支援事業」が新設されましたが、対象が就労支援系の福祉サービスを利用した人に限定されていると

きます。また、内部障害がある場合は、就労支援センターから十分な支援を受けられるのか心配です。障害や疾病のある人が必要な配慮を受けながら就労できるよう国の施策に上乗せをする形で市の施策を丁寧に構築してください。

【回答】

厳しい財政状況の中、本市が国の施策に上乗せする形での施策は考えていません。

今後も国の動向を踏まえ、就労定着支援事業所が適切に運営されるよう指導等していきます。

なお、就労支援センターでは、障害種別や手帳の有無に関わらず、一次相談機関として、どんな相談もお受けしています。移行支援事業所では対応が困難なケースでも長期的に支援を行うことができる、本市独自設置の就労に関する地域の中核的な役割を果たす支援機関として、事業を進めています。

12　横浜市北部の肢体不自由特別支援学校建設について

県教育委員会、市教育委員会との連携で、具体的な検討が進んでいることに、また北綱島校事案は実質存続となったことに感謝いたします。ご承知のとおり、横浜市北部の肢体不自由児数は増加傾向にあり、北部地区での大型の新設校建設を強く要望します。横浜市港北区内に肢体不自由児が通える150人規模の特別支援学校を建設し、横浜市北部と川崎市中部・北部の過大校の解消を図ってください。

併せて、横浜市特別支援学校教育の10年後の姿を策定するために、実際に障害児者に携わる方々を交えた検討会を発足してください。

【回答】

北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分校として存続していくことで、今後の新就学児も受け入れていきます。市北部の新設校建設については、平成32年度に神奈川県が青葉区に設置を予定している神奈川県立北部方面特別支援学校（仮称）の状況等も見据えながら、引き続き、設置義務者である神奈川県教育委員会と協議を行っていきます。

また、検討会の発足については、引き続き、必要に応じて対応を検討していきます。

健康福祉局・こども青少年局関係

1　障害者の高齢化問題が顕在化してから数年になります。高齢障害者がグループホームで暮らす場合、バリアフリーにすることは当然必要ですが、それ以上に必要な事が生活支援です。高齢に伴い、徘徊、失禁、昼夜逆転などがあり、職員は片時も目が離せない状況にあります。また、それまで日中活動に通所できていた障害者が通所出来なくなり、日中もグループホームで過ごす状況も見受けられます。65歳を過ぎれば高齢者のデイサービスを利用することもできますが、高齢障害者の受け入れが出来るデイサービスは少ないのが現状です。高齢障害者がグループホームで生活する上での問題点を把握していただき対策を考えてください。

【回答】

平成30年度、障害者の重度化・高齢化に対応する新たな類型として、「日中サービス支援型」が創設されました。24時間支援を可能とする同類型の活用を含め、グループホームに必要とされる施策を検討していきます。

2　一人暮らしを望む障害者のために、横浜市では「自立生活アシスタント事業」による支援が大きな支えになっています。手帳の有無を問わない、訪問回数も制限がなく終了期間を決めない「自立生活アシスタント事業」は障害者に寄り添った大事な支援制度です。しかし、この度、国の事業として始まる「自立生活援助事業」は訪問回数・利用期間・対象者などに制限があり、ひとり暮らしをする障害者に十分な支援が行き届かないことに大きな不安を抱えております。「自立生活アシスタント事業」を元に作られた「自立生活援助事業」に変わったとしても事業が劣化することの無いようにしてください。

【回答】

「自立生活援助事業」は、地域で一人暮らしをする障害者の自立した生活を支援するため、今回、国が新たに創設した事業で、本市の「自立生活アシスタント事業」と同趣旨の事業です。

そのため、新規の利用者については、基本的に国事業の「自立生活援助事業」を利用していただきますが、現在の自立生活アシスタント事業を利用している方や、国事業の利用終了後も支援が必要な方については、本市の「自立生活アシスタント事業」を引き続き利用できるよう調整していきます。

3　障害児の放課後の居場所として「放課後等デイサービス」が各地域に多く開所されています。充実したプログラムを構成し、社会参加の機会にも繋がっているところもあれば、ただ、部屋の中で漫然と過ごす事業所もあります。しかし、どのような支援が行われているのかは保護者にはわからないところも多く、保護者が不安を感じています。内部の透明化を望みます。

【回答】

平成 29 年度から、事業の内容、自己評価・保護者評価の結果及びその改善内容についてインターネット等により年に1回以上公表することが義務付けられています。また、報酬改定により、平成 31 年度からは自己評価結果等が未公表の場合に給付費が減算される規定が設けられています。事業所に対しては、集団指導等においてこれらの規定が順守されるよう指導していきます。

4　報酬改定に伴い、放課後等デイサービスは「利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上が図られるよう、質の向上を図るとともに、適切な評価に基づく報酬体系とする」となっていますが、どのように「質の向上」を図るのか、「適切な評価」はどのように行うのか、具体的に教えてください。

【回答】

今回の報酬改定により、「質の向上」の視点からは、指導員等を多く配置した場合に算定される加算の充実や、学校と連携して個別支援計画の作成等を行うことを評価する加算の拡充等がされています。また、「適切な評価」の視点からは、利用児童の状態像及びサービス提供時間による報酬区分の設定がされています。本市としても、これらの改定内容を踏まえ、適切な事業所運営がされるよう引き続き指導していきます。

5　療育センターと児童発達支援を併用する子どもが増えています。子どもの計画相談、中立的な相談調整のところが必要です。特に子どもは、親のニーズ中心になりつつあります。子どもの育ちを支える、子どもと家庭を支援していただきたいと思います。横浜市として、子どもの支援について、どのような方向で検討していますか。

【回答】

障害児相談支援事業は、保護者への情報提供や適切なサービスの選択等に関する相談先として重要な役割を担うと考えています。このため、引き続き、質の高い障害児相談支援事業所の拡充を図っていきます。

6　内部障害者も「ガイドヘルパー」と「ガイドボランティア」の制度を使えるようにしてください。

【回答】

ガイドヘルパーやガイドボランティアの担い手が不足していることや、本市の厳しい財政状況から、対象要件を拡大することは現在のところ困難です。

なお、障害者等からの相談に応じ、支援制度の案内やサービス事業所・地域ボランティア等の紹介・コーディネートを行う窓口として、各区社会福祉協議会に移動情報センターを設置していますので、是非ご活用ください。

7　多機能型拠点について　４館目以降の整備を進めていただきますようお願いします。医療的ケア支援の拠点として待ち望んでいます。土地が見つからないのが大きな問題となっておりますが、土地の条件があまり厳しくてこの先ずっと見つからないよりは、安全性の確保は必要ですが、土地の条件について見直す必要もあるのではないかと思います。早く土地を見つけて頂き、４館目以降の整備を早急に進めてください。

【回答】

４館目を早急に整備すべく候補地の検討及び関係部署が調整をしています。

8　重症心身障害者の日中活動について　西部方面おいては、重心の受け入れが出来る生活介護事業が複数開所して、当面受け入れが出来る状況となっていますが、北部方面は受け入れが厳しい状況が続いており、卒業後の日中活動が利用できるかどうか大変心配な状態です。重心対応ができる生活介護事業所については、バリアフリーの環境や本人の横になるスペースが必要で、全部介助が必要であるため人手も必要であり、新しく事業所を立ち上げることや、その後の運営は容易ではありません。横浜市主導で足りない地域での整備をしていただきますようお長いします。また、現在の重心加算だけでは、事業所の運営も大変厳しい状態になっています。運営ができるように、横浜市からの重心加算、医療的ケア対応加算をさらにつけていただきますようお願いします。重心の場合は体調の維持が大変難しく、やむを得ず休まなければならない日も多くなってしまいます。重心の通所施設と同じように、本人が休んでも90％の保証をつけていただきますようお願いします。どこに通っても同じように重心の日中活動に保証がつく状態を作って頂く必要があります。

【回答】

重症心身障害者の日中活動の場の一つである多機能型拠点の整備について、本市において「横浜市中期４か年計画」「第３期横浜市障害者プラン」で位置づけ、方面別に市内６か所に整備する計画です。

１館目が平成24年10月に栄区に開所し、２館目は平成25年10月に都筑区に開所し、３館目については、平成29年４月に瀬谷区に開所しました。

４館目以降も、市有地の有効活用を原則に、早期の整備に向けて検討していきます。

また、日中活動系サービス事業所や入所施設においても、利用者支援水準の向上及び個別支援の充実を図ることを目的とした助成事業を維持していくよう努めます。

9　市内の知的障害者施設のモニタリング機能の充実を要望します。福祉サービスの質の向上・管理を行うためにはモニタリング機能が欠かせません。モニタリング機能はトレーニングを積んだ市の職員がダイレクト

に査察を実施する。または既存の計画相談、後見的支援など市内法人への委託といった手段もありうるかもしれません。いずれにせよ、モニタリング機能の充実が図られるべきだと考えています。

【回答】

各施設の質の向上や管理に関しては、引き続き各施設への実地指導などにおいて、人員配置や支援の実施状況等を確認するとともに、必要な指導・支援をしていきます。

10　療育手帳Ｂ２取得者及びボーダー群の地域移行として、一人暮らしのサポートホームの事業化を急ぎ確立することを要望します。

【回答】

現在、発達障害者サポートホーム事業として、期限付きのサポートホームに入居し、アセスメントを通して地域での一人暮らしに向けた準備支援を行う事業を展開しています。

この事業はニーズも高く、拡充を視野に入れ推進をしていきます。

11　発達障害及び療育手帳Ｂ２等の知的障害を伴わない、またはごく軽度の知的障害者の社会適応が出来るよう啓発することと、併せて進路・卒業後の実態等の長期予後の把握を要望します。

【回答】

現在、発達障害検討委員会において、軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への支援について、本市の施策の現状を把握し、今後の中長期的な施策の方向性を議論しています。

卒業後の実態把握のための調査は、現時点では予定していませんが、今後については関係局が話合いをしていきます。

12　障害児者が社会で自立した生活が送れることができるよう、ライフステージを通して切れ目のない支援を実現するため、療育機関の関与を18歳まで引き上げてくださるよう要望します。

【回答】

就学前の療育、小学校期までの相談、診療を地域療育センターが中心に担い、中学・高校生年代については、市内３か所の学齢後期障害児支援事業所において、医師による診療、ケースワーカーによる相談、学校など関係機関との調整などの支援を実施しています。

現在検討を行っている発達障害検討委員会からの提言を踏まえて、今後とも支援の充実に努めていきます。

13　血友病患者の疾病は先天性であるので、小児科での受診・治療に始まり、小児科年齢を超えて受診・治療は続いています。さらに関節の変形などの障害の発症や脳内出血などの可能性など他の診療科の診療・治療を受ける必要にもなる可能性が重なってきますので、血友病への理解を頂き、スムーズな継続診療と包括診療を行って頂けるような連携してい

ただける医療体勢の構築にお力添えを、お願いします。

【回答】

血友病患者の方など、国が指定している難病患者の医療提供体制の構築については、都道府県が拠点病院を指定するとともに、移行期医療も含め、必要な体制を構築することが、国から示されています。

医療提供体制を検討する神奈川県難病対策協議会を所管する神奈川県に、引き続きご要望の趣旨を伝えていきます。

14　血友病患者を始め、内部疾患の患者でも障害者手帳の取得が出来るよう、国にはたらきかけを、おねがいします。

【回答】

身体障害者手帳は疾患があることをもって交付の対象になるものではなく、どのような障害があるかによって交付の対象になるか判断されるものになります。

「身体障害者福祉法」及び同施行令においては肢体不自由、視覚、聴覚などのほかに、「内部障害」と分類されるものとして心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能の障害の区分があり、それぞれの認定基準に従い手帳の交付を行っています。

また、内部障害の対象の拡充については国の動向を注視し対応していきます。

15　重症心身障害児者を受け入れる医療機関の充実と拡大を　地域では重症心身障害児者医療を受け入れる医療機関が極端に少ないです。緊急時の入院治療の門戸は狭く、横浜市内でも他県・他市にさがしているのが現状です。医療機関はもっと障害児者への関心度を深めていただきたい。重症心身障害児者の専門医や入院受け入れ可能な医療機関の情報を一元化・蓄積し、常時提供する横浜市医療情報センターを作ってください。

【回答】

「第３期横浜市障害者プラン」「よこはま保健医療プラン 2018」いずれにおいても、地域の医療機関やそれらをバックアップする中核的医療機関が連携して診療を行えるよう、ネットワークの構築を課題としています。医療的ケアを要する障害児・者等の在宅生活を支えるため、現在、関連局が連携し、かかりつけ医の確保や入院対応可能な病院等とのネットワークの構築など、課題解決に向けて検討を進めています。

また、平成 30 年度から、医療的ケアが必要な方や重症心身障害児・者の在宅生活を支援する「医療的ケア児・者等支援促進事業」を開始していますが、医療的ケア児・者等が適切な支援を受けられるよう、医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場について、平成 31 年度からの開催に向けて準備を進めています。

関係局が連携して、医療的ケア・児者等が在宅生活を送る上で必要となる情報の把握・提供方法を含め、課題について検討していきます。

今後も障害児・者のための医療機関の体制や施策について、充実することができるよう、ご意見をいただきながら進めていきます。

16　口腔ケアに対する補助金を　親として口腔ケアの重要性は認識しています。障害児者にとっては誤嚥性肺炎など命にかかわる事案です。原稿医療制度で補助金措置は困難との回答ですが、政令都市として国に積極的に働きかけをしてください。

【回答】

施設利用者の日々の支援が充実するような項目については、あらゆる機会をとらえて今後も国に対して働きかけを行っていきます。

17　在宅での防災プラン作りの支援体勢を作ってください。実際に防災訓練に参加したくとも、車椅子では参加できないのが現状です。地区ごとに様々な配慮に感謝していますが、現実に障害児者の参加はむずかしいです。障害弱者は自宅での避難を余儀なくされ過去の地震では多くの犠牲者がでました。具体的な避難計画を立ててください。

【回答】

各区の地域防災拠点では、それぞれの地域性を踏まえながら運営ルールや訓練のメニューを決定しているところですが、多くの拠点（平成29年度実績：103 拠点）で積極的に要援護者対策訓練に取り組んでいただいています。こうした取組が更に多くの拠点に広がっていくよう、関係部署が連携しながら、引き続き地域に対して働きかけていきます。

また、本市では介護保険サービスや障害福祉サービスの受給データなどを基に災害時要援護者名簿を作成しています。作成した名簿は、各区へ配布しています。災害が発生した際は、その名簿を基にして地域防災拠点運営委員会、地域の自主防災組織、事業者等と協力して、要援護者の安否確認を行うこととなっており、在宅避難されている要援護者の方々にも情報や物資の提供などの支援を適切に行うこととしています。これらの運用が発災時にしっかりと機能するよう、必要な工夫について関係区局が引き続き検討していきます。

18　医療型グループホームの拡充　重度重複障害者、医療的ケアの必要な人たちは入所施設よりグループホーム入居の希望が多い。これに対応できるグループホームは数える程しかないのが現状です。看護師対応不可欠なので運営がきびしいので、医療型グループホームへの補助金の増額をお願いします。

【回答】

平成30年度、障害者の重度化・高齢化に対応する新たな類型として、「日中サービス支援型」が創設されました。24時間支援を可能とする同類型の活用を含め、グループホームに必要とされる施策を検討していきます。

19　介護ロボットの導入促進を　介護施設では日常障害児者の移乗（車イス、床、ベッド、入浴時）を頻繁に行っている。職員、ヘルパーの腰痛や身体の負担は大きく、定着率低下の大きな要因となっている。神奈川県特区で試験的導入がすすめられている。横浜市としても「助成金補助制度新設」を早急に進めてください。

【回答】

施設で支援にあたる職員の身体介護上の配慮については、腰痛等の身体的負担を軽減する支援の方法・環境についてノウハウの共有をはじめ、様々な対策が必要と考えており、いただいたご提言等を踏まえ、改善策を検討していきます。

20　医療体制の充実を要望します。18歳未満の知的障害に関しては、地域療育センターの介入を可能にしてください。誰しもが罹病する成人病を含む一般的な疾患治療が可能となるよう、関係医療機関への自閉症の周知を引き続き推進するよう要望します。

【回答】

就学前から小学校期までの障害児の療育に関する診療は地域療育センターが担い、中学・高校生年代については、市内2か所の学齢後期障害児支援事業所において、医師による発達障害に関する診療を実施しています。

医師等の医療従事者に対しては、広く、研修会等を通じて障害理解を進めています。また、市大医学部の学生に対しても障害福祉施設等での実習を行うなど、障害者に対する理解促進に努めているほか、看護師に対しても、関係機関と連携して研修会を実施し、障害特性に応じた対応とともに、技術や知識の向上に取り組んでいます。

今後も障害のある方の医療環境整備の充実に取り組んでいきます。

21　重度訪問介護，行動援護の制度維持と報酬単価の維持を要望します。

【回答】

重度訪問介護、行動援護は国の指定サービスであり、報酬単価は国の基準どおりです。今後も国の動きを注視し、運用していきます。

22　早期療育体制、療育センター機能の見直しを要望します。

【回答】

増加する障害児支援のためには、これまでの地域療育センター内における診療や通園に加え、地域における障害児支援の更なる充実が必要と考えています。

次期中期計画においても、地域において障害児を個別に支援する保育所等訪問、保育所・小学校等への技術的支援を重きに行う巡回相談などの地域支援を充実するため、新たな指標として設定しています。

障害児が早期に支援を受けることができるよう、地域療育センターにおける地域支援の充実等に取り組んでいきます。

23　バリアフリーのさらなる推進を　重点整備地区でバリアフリー化の取り組みが進み、道路局施設課ホームページで公表されている。最寄りの駅から指定施設までの近距離であるが、歩道の勾配改善が進んでいることに感謝します。障害児者の親の高齢化で、重点整備地区での実施検証を基に第二弾の実施計画を示してください。

【回答】

バリアフリー基本構想に位置付けた重点整備地区の道路については、「道路特定事業計画」を策定し、歩道の勾配改善などのバリアフリー化を進めています。

基本構想は、これまでに市内18区で各1地区の策定が完了し、現在、更なるバリアフリー化を図るために、新規地区の策定と策定済み地区の見直しも含めて進めています。

今後も、既存の「道路特定事業計画」を着実に進めるとともに、基本構想を新たに策定する際には、「道路特定事業計画」も併せて見直しながら、様々な機会をとらえて、歩道のバリアフリー化を進めます。

24　てんかんは多様な病状を有することから、医療、福祉、雇用、教育など多方面に及ぶ重複する支援が要求されます。このためには地域格差のない社会資源の充実、活用、そして連携が不可欠です。この間、私どもはてんかんに関する市民への啓発、理解への努力、医療体制の拡充、働く場の確保、教育現場の改善配慮など諸活動を進めてきました。こうした活動を踏まえ、一層の充実を願っています。

てんかんの多様な病状に対して、行政に係る関係職員の一層理解を深める研修などの支援策を講じてください。現在国のモデル事業として進められている、てんかん専門医による地域医療連携の推進に対して関係行政機関のご指導・ご協力をお願いします。

【回答】

本市ではこれまでも神奈川県内の拠点機関、医療機関や当事者、家族代表等で構成される「神奈川県てんかん医療・社会連携協議会」に参画し、協議会が主催する啓発活動等に協力しているところです。

引き続き、協議会の活動に協力するほか、区福祉保健センター等の職員に対して、てんかんをはじめとする疾患に関する研修等を行っていきます。

教育委員会関係

1　北綱島特別支援学校について　上菅田特別支援学校の分校となることになりましたが、この地域の人口の多さや生徒数が多い状況で分校にすること自体が理解に苦しむとこころです。肢体不自由児童数が増えているので、5校から6校になることは、6校体制になることは必要なことであり、広く理解が得られることと思います。県と協議の上、この地域に新たな特別支援学校を整備していただきますようお願いします。その整備ができるまでは北綱島特別支援学校を分校ではなく学校として存続させていただきますようお願いします。

【回答】

北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分校として存続していくことで、今後の新就学児も受け入れていきます。新たな特別支援学校の整備については、平成 32 年度に神奈川県が青葉区に設置を予定している神奈川県立北部方面特別支援学校（仮称）の状況等も見据えながら、引き続き、設置義務者である神奈川県教育委員会と協議を行っていきます。

2　学校現場と医療機関との連携強化を　重度重複の障害児者の実態は「障害の重度化」「医療的ケアの必要な人の増加」が深刻です。学校現場での対応が限界にきているのが実情です。医療、教育、福祉の連携はかかせません。市医療局が中心となり、市医師会・行政・学校関係者・障害児者団体との協議の場を増やし、パイプをもっと太くしていただくようお願いします。

【回答】

医療的ケアの重度化等については課題として認識していますが、特に、学校現場では通学及び学校生活における保護者の付添負担の軽減が、喫緊の課題と考えています。このため、医療的ケア児・者等が適切な支援を受けられるよう、医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場について、平成 31 年度からの開催に向けて準備を進めています。引き続き、横浜市医師会をはじめ、関係団体や関係機関との連携を強化し、課題解決に向けて、検討を行っていきます。

3　学校での福祉タクシー導入を　在校生の親の都合で送迎が困難な場合や、救急対応ではないが、病院への搬送が必要なときは先生が対応しているケースが多い。緊急対応策として、利便性の高い「福祉タクシー」の導入を検討して頂きたい。

【回答】

福祉車両の導入については、平成 31 年度に開校を予定している左近山特別支援学校でのスクールバス充実までの代替手段及び医療的ケア児の通学手段としての検討を始めたところです。病院搬送における活用については、各校の実情や必要性を見極め、課題を整理する必要がある

と考えています。

4　個別支援学級の児童生徒数は増え続けており、20人以上の児童を抱える大規模な個別支援級も増えています。重度・重複障害の児童生徒がいる一方で、知的障害のない児童生徒も在籍するなど障害や特性の実態が多様化しています。特に小学校の個別支援学級は1～6年生までの年齢幅があり、担任教員によるより多くの配慮や支援体制が必要とされています。こうした仲で保護者からは依然として教員不足の慢性化や、担任の入れ替わりの激しさ、それによる引き継ぎ不足,個々への対応への疑問を訴える声、危険な場面ができてしまうことへの不安の声、また学校によって個別支援学校での学習の質やクラス運営の仕方などに格差があるとの意見が数多く寄せられています。市立小・中学校の個別支援学級の学校運営の安定のため、教員の専門性を高めるとともに、教員の増員をお願いします。

【回答】

教員の専門性向上については、「第3期教育振興基本計画」に目標として掲げており、引き続き、関係部署が協力しながら研修・研究を一層充実させていきます。

また、教員の増員については、人件費の財源確保などの課題があるため、国、神奈川県、政令市等の動向を注視しながら、対応を検討していきます。

5　「障害の理解のために」という冊子を全校に周知していただきありがとうございました。これ一度で終わりではなく、私たちにも見せていただき、できれば意見を取り入れていただいて、新版を重ねていっていただきたいと思います。

【回答】

今後も、必要に応じて改定版を作成し、配布できるよう、関係局が検討を行っていきます。引き続き、関係局が連携しながら、教育現場における障害理解の推進に取り組んでいきます。

この旨ご了承いただき、貴連盟の皆様によろしくお伝えください。